

つくばみらい市選挙管理委員会告示第57号

令和8年2月8日に行われる衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙において、開票立会人となるべき者が10人を超えた場合若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上となった場合、又は比例代表選出議員選挙において、開票立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和8年1月27日

つくばみらい市選挙管理委員会
委員長 遠藤 一 美

1 場 所 つくばみらい市役所伊奈庁舎

2 日 時 令和8年2月6日(金) 午後1時